

○みやこ町後援等事務取扱要綱

令和4年8月12日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、みやこ町（以下「町」という。）が、町以外のものが主催する事業の後援又は共催（以下「後援等」という。）を承認することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、講習会、競技大会、演奏会、展覧会その他催物をいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に当たり名義を貸与することをいう。
- (3) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者となることをいう。

(対象団体)

第3条 町が後援等を行う団体は、次のとおりとする。

- (1) 国、普通地方公共団体、特別地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体
- (2) 前号に該当しない団体で、次の要件を満たすもの
 - ア 設立の目的が公益に反しないこと。
 - イ 政治的又は宗教的団体でないこと。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体又はそれらの団体と関係を有する団体でないこと。
 - エ 役員その他の責任者が明らかであること。

(対象事業)

第4条 町が後援等を行う事業は、次に掲げるもの全てを満たすものとする。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興その他町民の福祉の向上に寄与し、公益性のある事業であること。
- (2) 町の行政運営に関する方針に反しない事業であること。
- (3) 私的な営利を目的とする事業でないこと。

- (4) 特定の政治的又は宗教的な事業でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者の行う事業でないこと。
- (6) 会員の勧誘を目的としていないこと。
- (7) 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。
- (8) 事業が確実に実施される見込みがあり、開催場所の公衆衛生、安全管理、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (9) 必要な官公署への届出等の手続がとられていること。
- (10) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (11) その他法令等に違反する事業でないこと。

(申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやこ町後援等承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、申請書に準ずる文書を提出したときは、申請書の提出を省略することができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し次に掲げる資料の提出を求めることができる。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 事業計画書、収支計画書及び運営体制を明らかにするもの
- (3) 事業に係るパンフレット等（町の名義を印字する予定のもの）
- (4) 主催団体の規約又は会則その他これらに類するもの
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 申請者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに再度申請書を提出しなければならない。

(承認)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容等を精査し、みやこ町後援等承認通知書（様式第3号）又はみやこ町後援等不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(名義)

第7条 前条の規定により承認を受けた者が町の名義を使用するときは、「みやこ町」又は「福岡県みやこ町」とする。

(禁止事項)

第8条 承認を受けた申請者は、これを他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(承認の取消し)

第9条 後援等の承認を受けた事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容等に虚偽があったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により、事業の実施が困難となったとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。
- (4) その他承認することが不適當であると認められるとき。

2 前項の規定により、後援等の承認を取り消した場合において、主催者に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

(報告)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、後援等を承認した申請者に対し、事業の実施状況等について、報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

(申請者) 所在地
団体名
代表者
電 話

— —

みやこ町後援等承認申請書

次の事業を実施するに当たり、みやこ町の後援等を受けたいので、みやこ町後援等事務取扱要綱第5条第1項の規定により申請します。

申請の区分	後 援 ・ 共 催		
事業の名称			
主催団体			
事業の趣旨・目的			
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		
開催場所			
参加予定者数		主な対象	
入場料等	有料 (円) ・ 無料		
他の後援・共催 (申請中を含む)	後援： 共催：		
責任者	住所：〒 — 氏名： 電話： — — FAX： — — Mail： @		
備考			

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

みやこ町長 様

住 所

団 体 名

代表者名

私は、みやこ町暴力団排除条例（平成22年みやこ町条例第1号）を遵守し、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、後援等の承認取消しや損害賠償請求等、町が行う措置について一切の異議申立てを行いません。

記

- 1 私どもの申請団体は、次のいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）ではありません。
 - (1) みやこ町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - (2) 次に掲げる行為をした者又は行為をするおそれのある者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- 2 排除対象者でないことを確認するため、町が所管する警察署への照会に同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、町から申請団体等の名簿その他照会に必要な資料（以下「名簿等」という。）の提出を求められたときは、名簿等が町から所管の警察署へ提出されることに同意し、提出すること。
- 4 所管の警察署の確認又は通報等により、排除対象者に該当することが明らかになった場合、当該確認又は通報等の情報を、町関係課局が共有することに同意すること。
- 5 町の後援等の承認を受けた事業を実施するに当たり、排除対象者を共同主催、主管、後援、協賛等の相手方としないこと。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町後援等承認通知書

年 月 日付で申請のありました事業の後援等について、みやこ町後援等事務取扱要綱第6条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

承認の区分	後援 ・ 共催
事業の名称	
主催団体	
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
開催場所	
承認条件	

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町後援等不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました事業の後援等について、次のとおり不承認となりましたので、みやこ町後援等事務取扱要綱第6条の規定により通知します。

承認の区分	後援・共催
事業の名称	
主催団体	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
開催場所	
不承認の理由	